

猪苗代町告示第百二十八号

本町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第二項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分の公告のあつた日の翌日から生ずる。

平成二十一年十二月二十八日

猪苗代町長 津 金 要 雄



編入する字 同上に編入される区域

名

字高見

字大道西

二一六の一から二一六の三まで、二一七、二一八の一、二一八の二、二一九、二二〇の一から二二〇の九まで、二二一の一から二二一の四まで、二二三の一から二二三の三まで、二二四の一から二二四の三まで、二二五、二二六、二二八の一、二二八の二、二三〇の一、二三〇の二、二三一の二から二三一の五まで、二三一の八から二三一の一三まで、二三四の一、二三四の二、二三四の一、二三四の三二、二六一の六、二六二の一、二六二の二、二六七、二六八の一、二六八の三、二六九の二、二七〇の二、二七一の二、二七一の三、二七一の五、二七一の九、二七一の二、二七一の一三、二七一の三、二七一の一七から二七一の三一五、二七一の一七から二七一の三一まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部二七二の一

字春木場

字春木場
字村道上

七一二の一、七一三の一部、七一四、七一六、七一六の二、七一七、七一九、七二二から七二四まで、七二四の二、七二六、七二七の二、七八、七三〇、七四〇、七四一、七四七の一の一部、七四七の二、七八、七五〇の一部、七五四、七五五、七五七から七五九まで、七六一、七六二の一、七六二の二、七六

三の二、七六四から七六七まで、七七〇から七七五まで、七七六の一、七七六の二、七七七、七七八、七八三、七八五、七八七の一、七八七の二、七八八、七八八の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

字長坂

四九七の三、五一六の一部、五一七の一部、五一九の二、五二三及びこれら区域に隣接介在する道路、水路

である公有地の全部並びに五一九の二の地先の道路である公有地の全部

字高見

七八九の三、七八九の四、七九一の一一、七九一の一二、七九六の二、七九七の二、八〇三の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

字名家道上

八二八の二の一部、八三三の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部

字村道上

七四七の一の一部、七五〇の一部及び七五〇に隣接する水路である公有

地の全部

字谷地堀西

五二六の一部、五二八、五二九の一部、五三三から五三七まで、五三八の一部、五四二の一部、五五五の一部、五六四、五六五、五六六の一、五六六の二、五六七、五六八、五六八の二、五六九の二、五七五の一の一部、五七五の二、五七六から五七八まで、五七九の一、五八〇の一、五八〇の二、五八二の一部、五八三

字長坂

字大道東

字谷地堀西

部

の一部、五九二、五九六、五九七の二、六〇三の一、六〇五、六〇六の二の一部、六〇六の三、六四七、六四九から六五二まで、六五三の二、六五四の二、六五四の六の一部、六五四の七及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一

五二六の一部、五二七、五二九の一部、五三八の一部、五四〇、五四二の一部、五四五、五四九、五五一、五五五の一部、五七一の一から五七一の三まで、五七二、五七五の一の一部、五八二の一部、五八三の一部、五九〇、六〇六の一、六〇六の二の一部、六〇六の四、六〇六の五、六一四、六一五、六二六、六二九の一から六二九の四まで、六四五の一、六四五の二、六四六、六五四の六の一部、六五五の一、六五五の八から六五五の一〇まで、六五七、六五八の二、六五九、六六〇、六六三の二、六六三の四、六六四及びこれらとの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

全部

九四一の二、九四三の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに九四三の二の地先の道路、水路である公有地の一部

字村道上

字谷地堀東
字名家道下

七〇八の二、七〇八の三、七三二の一に隣接する道路である公有地の一

部

字長坂

字名家道上

字村道上

字名家道下

字名家道下

五二二、五二五の二、五二五の三に
隣接する道路である公有地の全部
七〇八の三、七一三の一部、七三二
の二及びこれらの区域に隣接する道
路である公有地の一部

八九九の二、九一八の二、九四三の
二の地先の道路である公有地の一部
八三〇の一部、八四〇の二の一部及
びこれらの区域に介在する道路であ
る公有地の全部